

社会資本総合整備計画（地域住宅支援）

平成27年3月26日

計画の名称	1 三重県における住宅セーフティネットの構築と住生活向上の実現（地域住宅計画）													
計画の期間	平成23年度～平成27年度（5年間）					交付対象	三重県							
計画の目標	『住まいのセーフティネットの構築および少子高齢社会に対応するべく既存県営住宅ストックの長寿命化など各種改善等を図ります』（地域住宅計画） 『住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を充実させていくなど、住宅市場での居住の安定を図ります』（地域住宅計画） 『住生活の向上を図るべく誰もが必要な住まいを確保し、安心・快適に生活できるための住情報の共有と相談体制を構築するためのアドバイザー養成等を行います』（地域住宅計画）													
計画の成果目標（定量的指標）	・三重県公営住宅等長寿命化計画に基づき計画期間内（H23年度～H32年度）で想定される整備戸数（およそ1600戸）のうちその47%を整備する（地域住宅計画） （当初の社会資本総合整備計画：最終目標値H26末 40%）													
定量的指標の定義及び算定式											定量的指標の現況値及び目標値			備考
											当初現況値 (H23当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H27末)	※中間目標は任意 (地域住宅計画)
県営住宅長寿命化実施率 (県営住宅長寿命化実施率) = (長寿命化計画に基づく県営住宅の整備戸数) / (平成23年度から10年間の整備目標戸数) (%)											0%	17%	47%	
全体事業費	合計 (A+B+C)	379.86 百万円	A (うちAc)	323.19 百万円 (0百万円)	B		Ac+C	56.66 百万円	効果促進事業費の割合 (Ac+C) / (A+B+C)			14.9%		

交付対象事業

A 基幹事業														
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
A1 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)														
1-A1-1	住宅	一般	三重県	直接	県	公営住宅ストック総合改善事業	(長寿命化計画に基づく) 既存県営住宅の高齢者改善等工事 ・長寿命化計画に位置づけた県営住宅(千里、笹川、白塚等 196戸程度)					170.000	H23-H24:地域自主戦略交付金含む
1-A1-2	住宅	一般	三重県	間接	県	住宅地区改良事業等(住宅新築資金等貸付助成事業)	県内市町への住宅新築資金等補助 ・特定助成 県内10市町 ・償還推進助成 県内12市町						153.194	
Ac 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)														
A2 基幹事業(地域住宅計画に基づく事業以外の事業)														
												合計	323.194	

B 関連社会資本整備事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
										H23	H24	H25	H26	H27		
												合計	0			
番号	一体的に実施することにより期待される効果													備考		
1-B-1																

C 効果促進事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
										H23	H24	H25	H26	H27		
1-C-1	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	住情報・相談体制ネットワーク化事業	Web上での公共住宅情報の提供、住宅相談アドバイザーの育成	三重県						4.429	
1-C-2	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	住生活基本計画策定事業	三重県住生活基本計画の更新、住生活総合調査のデータ集計・分析	三重県						5.525	
1-C-3	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	県営住宅住環境向上事業	排水処理施設の整備	三重県						19.79	
1-C-4	住宅	一般	三重県	直接間接	三重県	-	県産材利用促進事業	県産材利用にかかる県のPR活動及び事業者が行う県産材のPR活動への支援など	三重県						26.919	
合計														56.663		
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考
1-C-1	Web等を用いた三重県内の住宅情報の提供及びリフォームなど住まいに関するアドバイザーの養成などにより必要な住情報のアクセスを容易にし、住生活の向上と災害時の住宅セーフティネットの強化が図られる。															
1-C-2	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に策定した三重県住生活基本計画について、最新データを用いてより実態に即したものに直すことで、県内の住生活の安定確保及びその促進に関する施策の推進が図られる。（～H23） 最新の住生活総合調査データの地域別集計・分析を行うとともに、その他の調査結果等も参照して、三重県住生活基本計画を時代の変化や要請に的確に対応したものに直すことで、県内の住生活の安定確保およびその促進に関する施策の推進が図られる。（H26～） 															
1-C-3	既存県営住宅の住環境を向上することで住宅セーフティネットの質の確保と団地周辺地域との調和が図られる。															
1-C-4	一般住宅等における県産材の利用を促進することで良質な住宅ストックの供給や木造建築技術の継承、地域経済の活性化が図られる。															

社会資本総合整備計画（地域住宅支援）

計画の名称	1	三重県における住宅セーフティネットの構築と住生活向上の実現（地域住宅計画）	交付対象	三重県
計画の期間	平成23年度～平成27年度（5年間）			
1. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項				
該当なし				
※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。				
2. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項				
該当なし				
※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）				
3. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項				
該当なし				

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

(参考図面) 地域住宅支援

計画の名称	1 三重県における住宅セーフティネットの構築と住生活向上の実現 (地域住宅計画)		
計画の期間	平成23年度 ~ 平成27年度 (5年間)	交付対象	三重県

1-C-1
住情報・相談体制
ネットワーク化事業
(三重県内全域)



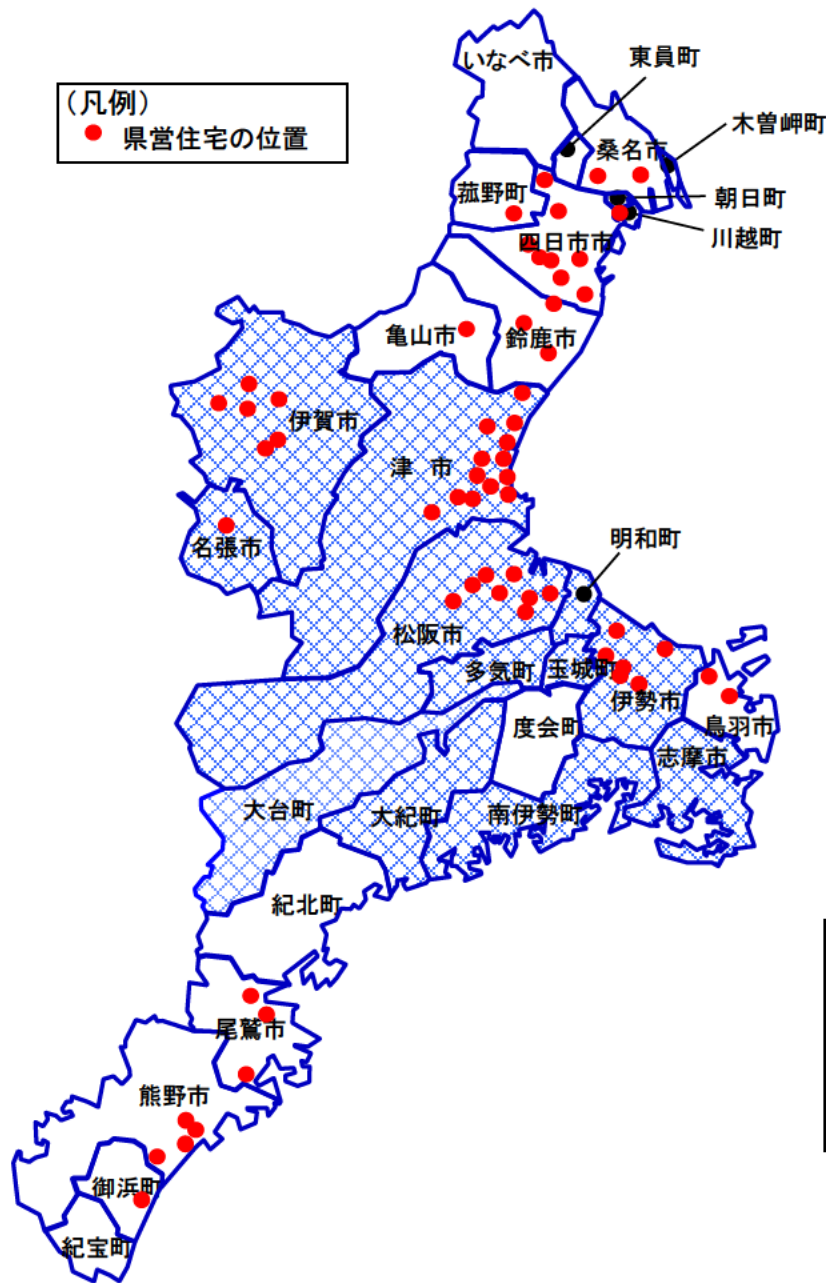
1-C-2
住生活基本計画
策定事業
(三重県内全域)



1-C-4
県産材利用促進事業
(三重県内全域)



(凡例)
● 県営住宅の位置




1-A1-1
公営住宅ストック総合改善事業
(高齢者対応改善工事)
【対象団地】
長寿命化計画に位置づけた県営住宅



1-C-3
県営住宅住環境向上事業
【対象団地】
長寿命化計画に位置づけた県営住宅



1-A1-2
住宅地区改良事業等(住宅新築資金事業)
県から該当市町へ同事業の償還助成事業の各補助を行う

 償還助成事業を実施する市町

社会資本総合整備計画チェックシート

計画の名称: 三重県における住宅セーフティネットの構築と住生活向上の実現(地域住宅計画) 都道府県名: 三重県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①計画の目標が基本方針と適合している。	○
②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	○
⑤地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○
III. 計画の実現可能性	
①事業熟度が十分である。	○
②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	○
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	○